

令和8年度 第1回 嶺南地域医療構想調整会議 二州分科会	資料3
令和8年8月19日（水）16時～	

病床数適正化緊急支援事業の 申請に関する協議について

自由民主党、公明党、日本維新の会3党合意（令和7年（2025）6月6日）

- 人口減少等により不要となると推定される、**約11万床の一般病床・療養病床・精神病床**といった病床について、地域の実情を踏まえた調査を行った上で、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて**次の地域医療構想までに削減**を図る。
- 約11万床の内訳は**一般病床・療養病床が約5.6万床**（必要病床数の超過）、**精神病床が約5.3万床**（基準病床数の超過）



医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）の概要

令和7年12月12日公布

改正の趣旨

高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想の見直し等、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施、これらの基盤となる医療DXの推進のために必要な措置を講ずる。

改正の概要

*を付した事項は衆議院による修正部分（概要）

1. 地域医療構想の見直し等【医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等】

- ①-1 地域医療構想について、2040年頃を見据えた医療提供体制を確保するため、以下の見直しを行う。
 - ・病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とする。
 - ・地域医療構想調整会議の構成員として市町村を明確化し、在宅医療や介護との連携等を議題とする場合の参画を求める。
 - ・医療機関機能（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能等）報告制度を設ける。
- ①-2 厚生労働大臣は5疾病・6事業・在宅医療に関し、目標設定・取組・評価が総合的に推進されるよう都道府県に必要な助言を行う。*
- ①-3 都道府県は病床数の削減を支援する事業を行える（削減したときは基準病床数を削減）ほか、国は予算内で当該事業の費用を負担する。*
- ② 「オンライン診療」を医療法に定義し、手続規定やオンライン診療を受ける場所を提供する施設に係る規定を整備する。
- ③ 美容医療を行う医療機関における定期報告義務等を設ける。

病床数適正化緊急支援事業（令和7年度国補正予算）

令和7年度厚生労働省補正予算案の主要施策集より抜粋

【○病床数の適正化に対する支援】

施策名:オ 病床数の適正化に対する支援

令和7年度補正予算案 3,490億円

※医療・介護等支援パッケージ

医政局地域医療計画課
(内線4095、2665)

① 施策の目的

- 効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関への支援を行う。
(概要) 医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関を対象として財政支援を行う。
(交付対象・交付額) 病院(一般・療養・精神)・有床診療所:4,104千円/床(ただし、休床の場合は、2,052千円/床)

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(イメージ図)



- 医療機関は基金管理団体等に計画提出を行う際に病床削減数を申請し、基金管理団体等が計画認定する
- 基金管理団体等は医療機関に所要額を支給する(10/10)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関へ必要な財政支援を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保する。
人口減少等により不要となると推定される、約11万床(※)の一般病床・療養病床・精神病床といった病床について、地域の実情も踏まえ、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る。

※一般病床及び療養病床の必要病床数を超える病床数約5万6千床並びに精神病床の基準病床数を超える病床数約5万3千床を合算した病床数(厚生労働省調べ)。

※約1.1万床については令和6年度補正予算による病床数適正化支援事業により措置済み。

事業実施の概要 ①

対象医療機関

- ① 令和7年（2025）12月16日から令和9年（2027）3月31日までの間に病床を削減する医療機関（削減済み含む）

※要綱：令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に、病床数（一般病床、療養病床及び精神病床の病床数をいい、医療法第30条の4第10項から12項までの規定及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づき許可を受けた病床（以下、「特例病床等」とする。）を含む。以下同じ。）の削減を行う医療機関

- ② 令和7年度の「病床数適正化支援事業」の対象となり病床を削減した医療機関のうち、削減数に対して満額給付されていない医療機関（令和7年度は国予算が不足）

※要綱：「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和7年2月21日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）により、事業計画書の提出をもって削減の意向を示しつつ、令和6年12月17日から令和7年9月30日までに病床の削減を行い、都道府県に対して病床数の変更に関する届出を行った医療機関

- ③ 令和7年8月14日の国調査で病床削減予定とし、現に削減したもの（①との関係を整理すると、国調査に回答し、令和7年8月14日から令和7年12月15日までに病床を削減した医療機関）

※要綱：「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（令和7年8月14日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）において、病床を削減予定と報告を行い、現に病床を削減した医療機関

支給額

- ・ 削減した病床1床につき4,104千円。休床の場合は2,052千円
- ・ 既存制度の病床再編支援事業補助金（最大2,280千円）と併用可。上記単価との差額を支給
- ・ 令和7年度に「病床数適正化支援事業」の対象となった病床の削減については対象外
- ・ 休床を残したまま、休床ではない病床の削減は不可（＝休床を優先的に削減）

スケジュール

- ・ 第1回：令和8年（2026）6月23日から7月14日までに都道府県に申請 → 8月末までに都道府県から国へ提出
- ・ 今年度中に3回程度の申請期間が設けられる見込み

基準病床数の対応

- ・ 事業を活用し病床削減した場合は、令和9年度上半期までにその医療機関が所在する二次医療圏の基準病床数を引下げる

事業実施の概要 ②

対象外となる場合

- ① 都道府県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行ってない場合、もしくは、削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む。）場合
- ② 令和9年3月 31 日時点において廃院する予定の場合
- ③ 令和9年3月 31 日時点において事業譲渡等を行う予定の場合

なお、①及び②に該当する場合においても、地域医療構想調整会議での協議を行ったうえで、当該地域における医療提供体制に支障がないと認めたものは支給対象として差し支えない

地域医療構想調整会議での協議を行った上で削減を行うもの

- ア 対象外となる場合のうち①（入院停止の削減。削減による入院定）および②（廃院） ※前掲
- イ 現に患者が入院している病床を削減する場合
- ウ 病床数をあわせて100床以上削減をする場合
- エ その他、都道府県において議論が必要と認める場合

第1回申請のうち、上記ア～エに該当するものについて、県の考え方を説明しますので、地域医療構想調整会議での協議をお願いしたい。

第1回申請のうち地域医療構想調整会議での協議が必要なもの

二州地域における第1回申請のうち協議が必要なもの

医療機関 (所在地) 管理者	病床削減の内容				診療科
	削減前		削減後		
医療法人社団大真会 和久野医院 (敦賀市和久野) 石川 淳	高度急性期	0床	高度急性期	0床	内科、消化器内科、胃腸内科
	急性期	0床	急性期	0床	
	回復期	0床	回復期	0床	
	慢性期	0床	慢性期	0床	
	休 床	19床	休 床	0床 (△19床)	
	-----		-----		
	合 計	19床	合 計	0床 (△19床)	

和久野医院は病床数適正化緊急支援事業の支給対象と認めてよいか

協議が必要な要件の確認

- 和久野医院は休床19床の削減であり、「都道府県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行ってない場合」（前掲ア①）に該当する。
- 一方で、外来医療は継続するため、廃院ではない。



県による確認と見解

- 和久野医院は平成25年以前（時期不明）から入院医療の受入れを行っていない。
- また、地域に必要な内科、消化器内科、胃腸内科の外来診療は今後も継続される。
- このため、全ての病床を削減したとしても、二州地域の医療提供体制に与える影響は無く、支障はないと考える。



県としては、和久野医院を病床数適正化緊急支援事業の支給対象として差し支えないと考えるが、ご意見を伺いたい。